

農薬を使用する皆様へ！

農薬取締法は農薬について登録の制度を設け、販売や使用等の規制を行うことにより、安全な農産物の確保に寄与するとともに、国民の健康や生活環境を守るために定められています。

農薬取締法では「農薬」に関する輸入、製造、販売についての規制や登録、農薬を使用する者が遵守すべき事項として農薬使用基準、ゴルフ場や住宅地における農薬使用等が規制されています。

農薬の流通と農薬取締法による規制



ラベルをよく読み、農薬の使用基準を守りましょう

農作物に農薬を使用する場合には、ラベルに農林水産省の登録番号の記載があることを必ず確認しましょう。農薬使用者はラベルに書いてある事項を遵守する義務があります。

農薬の使用回数を守りましょう！

使用回数は製品だけでなく、有効成分ごとにも決められています。有効成分の総使用回数も遵守義務の対象となりますので、ラベルをよく読み、両方を守って使用しましょう。

農薬の使用回数のカウントは、作物によって異なります！

(例) ・1年生作物（野菜等）：種苗（種子、種いも等）及び圃場準備段階から収穫終了まで。
・複数回収穫されるもの（果樹・茶等）：収穫終了後から翌年の収穫まで。

【注意】基本的な例を示していますが、作物や栽培の仕方により当てはまらないこともあります。

和歌山県

農薬を安全・適正に使用するため

保護具の着用

農薬を取り扱うときは、①口から飲み込む、②目に入る、肌につく、③揮発ガスを口や鼻から吸い込む等の危険性があるため、調製準備から防除器具の洗浄終了まで、適切な保護具を着用しましょう。

- ・保護具とは：農薬用マスク、吸収缶付き防護マスク、保護メガネ、手袋、防除衣など

住宅地や学校などの近隣における農薬使用について

住宅地や学校などの近隣で農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする健康被害が生じないよう、十分な飛散防止対策を講じるとともに、周囲の方への事前の周知を行いましょう。

(参考) 農林水産省HP 「住宅地等における農薬使用について」

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/

農薬飛散（ドリフト）防止対策

隣接した作物に農薬が飛散した場合、残留農薬基準を超過するおそれがありますので、散布の際には以下の対策をとりましょう。

- ①散布の時間帯はなるべく風の弱い早朝か夕方とし、風が強いときは散布しない。
- ②粒剤等の飛散が少ない農薬や飛散を抑制するノズルを使用したり、動力噴霧機の圧力を上げすぎないようにする。
- ③境界域に防風樹を植栽することなどにより緩衝地帯を設置する。
- ④近隣の生産者と連絡をこまめにとる。



ポジティブリスト制度について

食品に残留する農薬などが人の健康に害を及ぼさないよう、厚生労働省はすべての農薬等について残留基準を設定し、基準を超えて残留する食品の販売などを禁止しています。

防除日誌の記帳

防除日誌は農薬の使用基準を守り、適正使用したことの証明になるとともに、次年度以降の防除計画の参考になりますので、必ず記帳しましょう。

- ・記帳すべき内容：散布月日、作物名、薬剤名、希釈倍率、散布量、防除対象病害虫名など

農薬の使用に関する相談窓口

海 草 振興局 農業水産振興課	TEL:073-441-3380
那 賀 振興局 農業水産振興課	TEL:0736-61-0025
伊 都 振興局 農業水産振興課	TEL:0736-33-4930
有 田 振興局 農業水産振興課	TEL:0737-64-1273
日 高 振興局 農業水産振興課	TEL:0738-24-2926
西牟婁 振興局 農業水産振興課	TEL:0739-26-7941
東牟婁 振興局 農業水産振興課	TEL:0735-29-2011
県庁 農業環境・鳥獣害対策室	TEL:073-441-2905

●農薬に関する情報の入手先

農林水産省ホームページ
<http://www.maff.go.jp/>
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
<http://www.famic.go.jp/>

農薬の取扱いに注意してください

毒物・劇物 ってなに？

毒性の強い物質で、「毒物及び劇物取締法」という法律で定められた物をいいます。誤った取扱いをした場合に身体を害するおそれがあり、万一、事故等がおこった場合、大勢の人に被害を及ぼすこともあります。正しく使えば有用な物なので、農薬、工業薬品等、多方面で使われており、その容器等には **医薬用外毒物** 、
医薬用外劇物 の表示がなされています。



毒物・劇物を 買うときは？

- ・購入には、印鑑が必要です。
販売店に備えている「毒物及び劇物譲受書」に必要な事項を記入し、印を押して買ってください。



農薬の保管 は？

- ・盗難のおそれはありませんか？子どもの手の届くところに置いていませんか？



品質保持・危害防止・火気などの事故防止のため、農薬は鍵のかかるところに責任を持って保管してください。



- ・飛び散ったり、流れ出たりする心配はありませんか？

使用後、容器や袋はきちんと閉じましょう。

- ・他の容器（特に飲食物の容器）への移し替えは？
事故の原因となります。ゼッタイにやめましょう。

使用方法は 良く判って いますか？



- ・農薬ラベルに書かれた適用病害虫の範囲、使用方法、注意事項をよく読んで正しく使用してください。

慣れからくる”安易な使用”で思わぬ事故を招きます。

- ・まわりの環境に気配りを。

人畜・水産動植物など周辺環境に危害が及ばないよう、農薬が不用意に飛び散ったり、流れ出したりしないように注意しましょう。特に農薬散布時には、自分も含めて安全に気を配ってください。

- ・万一、身体に異常を感じたら、応急処置をして、直ちに医師の診断、手当を受けてください。

その時、使った農薬の容器やラベルを持参してください。

不用になっ た農薬等の 廃棄は？

- ・不用になったからといって、勝手に河川等に捨ててはいけません。
購入は計画的に必要な分を買い、不用な農薬が出ないようにしてください。使った後の空容器などは、よく洗って、その水は散布液に混ぜてください。

- ・空容器、空袋、不用になった農薬等の廃棄は、処理を専門にしている業者（許可のある産業廃棄物処理業者）に依頼してください。

農薬を購入した販売店に相談してください。

農薬による事故は 無理から油断から

紛失を防止
するには？

・農薬の管理を行いましょう。

農薬の管理には、「毒物・劇物管理簿」をつけ、日常的に使用量や残量を確認することで紛失が即座に分かります。



盗難・紛失・漏
えい・侵出・流
出した場合は？

- ・盗難、紛失した場合は直ちに警察に通報してください。
- ・飛散、漏えい、侵出、流出した場合は直ちに関係機関である保健所、警察署又は消防署等に通報してください。また、被害が拡大しないような措置を講じましょう。

盗難又は
紛失した場合



直ちに、通報する。

飛散、漏えい、
侵出、流出した場合



直ちに、関係機関へ通報する。

対策例



周辺にロープを張るなどして
人の立ち入りを禁止する。



被害箇所に
中和剤等を散布する。



中和した後に多量の水で洗い流す
※河川などに流出しないように注意する



風下の人に知らせ
退避させる。



●自らは保護具を
着用すること

農薬中毒の際の応急処置方法

- 何らかの症状が現れているなら、早急に医療機関を受診することが必要です。

受診の際には、農薬の種類、剤型、量、経路を伝えることが重要です。原因物質や摂取量を、周囲に残された瓶や空き箱などの周囲の状況から特定するよう努めて下さい。

医師や救急隊が到着するまでの間に応急処置を施すこともできるかもしれません。連絡した医師や消防機関、または（公財）日本中毒情報センターに相談してください。一般的な応急処置は以下の通りです。

■ 飲み込んだとき

- 口の中のものを取り除き、うがいをします。

- 喉の奥を刺激して吐かせます。

※注意 吐いた物が気管に入らないようにします。

次のときは絶対に吐かせてはいけません。

①意識がないときや痙攣をおこしているとき

②酸性またはアルカリ性の薬剤を飲んだとき

③有機溶剤等の石油製品、界面活性剤を含む薬剤を飲んだとき

- 刺激があったり、炎症をおこしたりする危険性があるもの（酸性またはアルカリ性のもの、界面活性剤を含むものなど）の場合は、牛乳または水を飲ませます。誤飲したものを薄めて、粘膜への刺激を和らげます。

※注意 有機溶剤等の石油製品については、何も飲ませてはいけません。
かえって害になる恐れがあります。

■ ガスを吸入したとき

きれいな空気の場所へ移動させ、安静にさせます。

■ 目に入ったとき

すぐに流水で10分間以上洗います。（顔を横に向けてからゆっくり流すか、水道の場合には弱い流れの水で洗います。勢いの強い水で洗うと、かえって目に障害を起こすことがあります。）

■ 皮膚についたとき

汚染した衣服はすぐに脱がせ、石鹼を使って皮膚を十分に水で洗います。

■ 意識がないとき

吐いた物がのどにつまらないように、左側を下にした横向きの姿勢（昏睡体位）をとらせます。下あごを前に出し、気道を確保します。

■ 呼吸がとまっているとき

もし、人工呼吸法を熟知しているならば、直ちに実施して下さい。但し、中毒者の口の周りや、身体の中には毒物が含まれています。二次中毒に注意し、中毒者の呼気を吸い込まないようにします。また、他の人に、あなたが中毒になった場合の対処を頼んでおきましょう。

- 病状から急を要していないと思われても、農薬の種類や摂取量、摂取経路によっては時間がたってから発症することもありますので、注意が必要です。何を摂取したかがわかれれば、前記の応急処置を行ったり、医療機関へ行く等の対応方法も決まってきます。

- 農薬の毒作用や治療方法に関する情報が必要な場合には、中毒110番に問い合わせて下さい。

(公財)日本中毒情報センターへの連絡方法

・大阪中毒110番 電話072-727-2499（365日、24時間対応）
・つくば中毒110番 電話029-852-9999（365日、9:00~21:00対応）